

## 埼玉県介護保険事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 埼玉県介護保険事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が行う障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業及び社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に要する経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添1「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業

(2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交

付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	知事が必要と認めた額	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	3 / 4
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	知事が必要と認めた額	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金、繰出金	3 / 4

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第

1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとし、その提出期限は別途定めるものとする。
- (2) 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い、別途定める期日までに行うものとする。ただし、変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（交付決定）

第8条 規則第7条の交付確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

（支払方法）

第9条 知事はこの補助金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができるものとする。

（状況報告）

第10条 市町村等の長は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は別途定めるものとする。ただし、第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過し

た日までとする。

(交付確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は規則第14条の規定により、市町村等の長に対し交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(延滞金)

第14条 市町村等の長は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を県に納付しなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年2月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年11月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行し、平成19年4月1日か

ら適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月 1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。ただし、改正後の埼玉県介護保険事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に交付の決定のあった補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。